

特記仕様書

浅間山国有林 森林環境保全整備事業 東信12

※刈幅(植幅)・置幅(残し幅)は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合、実距離(斜距離)に換算した値とする。

※「全刈又は筋刈地拵(刈払)」もしくは「筋置地拵(枝条整理)」の仕様を適用する場合は、備考欄にその旨を記載する。

特記仕様書（車両系機械地図）

作業種	適用林小班	仕様		
		筋置		○m以内
		植幅 ○m以上	置幅	
新植車両系 機械地拵	2017 は 2019 ち③⑤ 2026 い①③	4.0m	3.0m	
新植車両系 機械地拵	2019 ～④	2.0m	2.0m	

※植幅・置幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離（斜距離）に直した距離とする。

特記仕様書（車両系機械地拵）

1 末木枝条の処理

(1) 作業区域内の末木枝条等の整理、集積等をグラップル、プロセッサー等の車両系木材伐出機械及びバックホー等（以下「車両系」という。）を使用して行う。

(2) 植幅・置幅は、標準図（車両系機械地拵）のとおりとし、植筋の方向は、原則として等高線状（横筋）とする。

(3) 末木枝条を集積する場合、車両系が移動できるように、概ね 50 m に 1 箇所程度に通路（無集積箇所）を設ける。

(4) 植幅内の車両系の走行は1回程度とし複数回の走行は極力避ける。

(5) 地形や障害物等があり末木枝条等が筋置に集積できない場合は監督職員の指示に従う。

2 伐根の処理

車両系走行の支障となる伐根切り下げを行う。

3 天然の有用稚幼樹の処置

天然の有用稚幼樹は、作業の支障になるものを除きすべて保残する。

4 功程調查協力

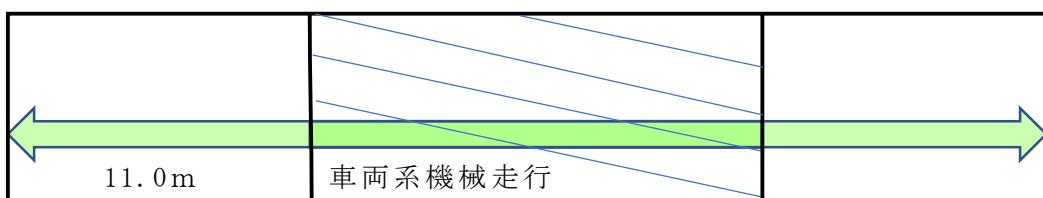
国及び県等の研究機関等の調査に協力すること。

標準図（車両系機械地図）2017は、2019ち③⑤、2026い①③

植幅 4.0m

置幅 3.0m

植幅 4.0m

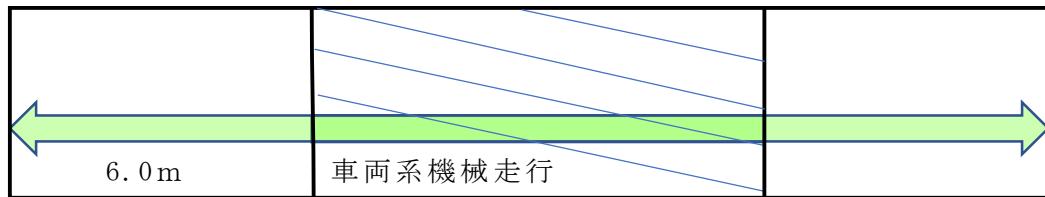


標準図（車両系機械地拵）2019～④

植幅 2.0m

置幅 2.0m

植幅 2.0m



特記仕様書

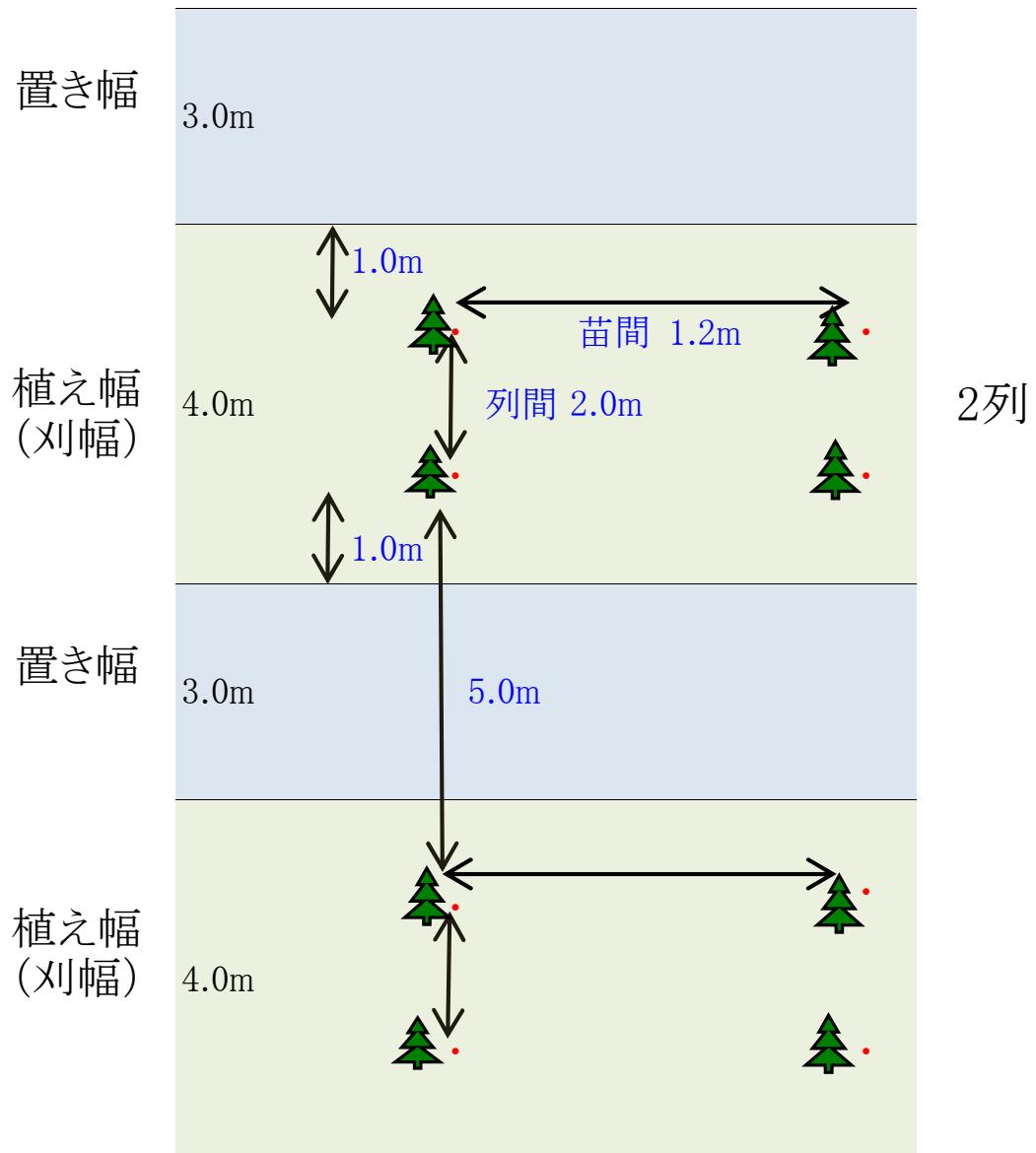
浅間山国有林 森林環境保全整備事業 東信12

※改植作業の場合は、既往の植栽木のうち「枯損・著しい芯枯れ」等、将来にわたって成林の見込のない枯損木を抜き取りその位置に植える。ただし、その位置が植付に適さない場合は、枯損木を抜き取らずに隣接する箇所に植えることとする。なお、抜き取った枯損木はその場に存置すること。

※広葉樹の植栽木は、赤テープ付ける等して表示すること。

植付標準間隔図

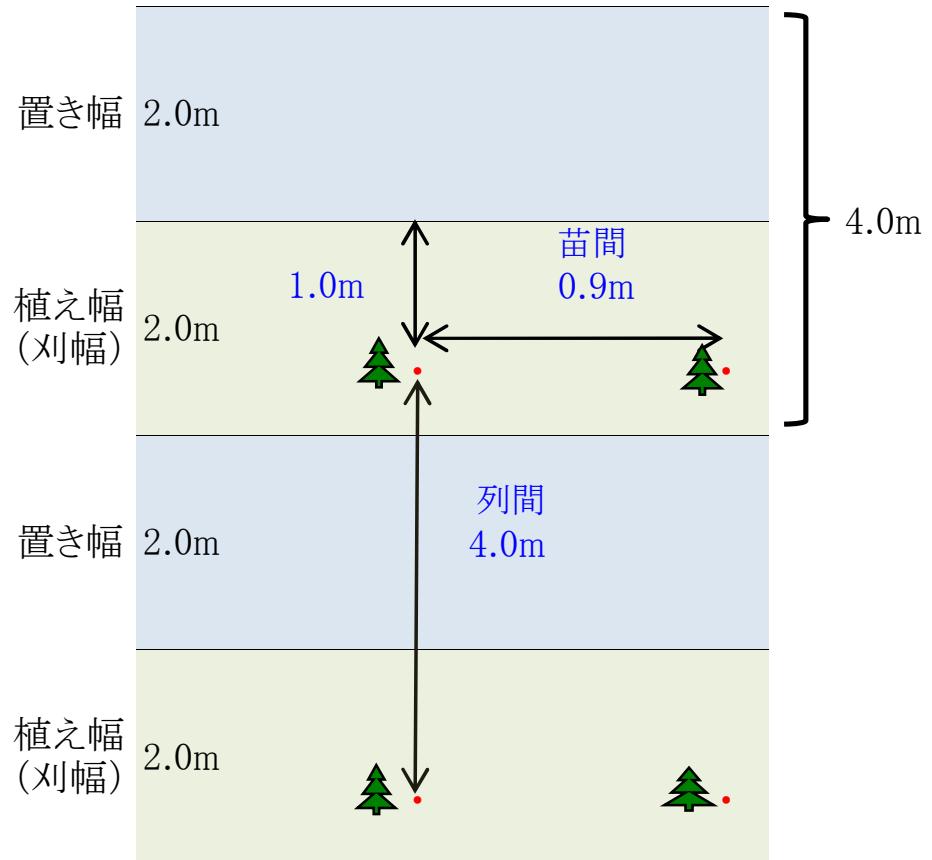
2017は



植付本数 2400本/ha

植付標準間隔図

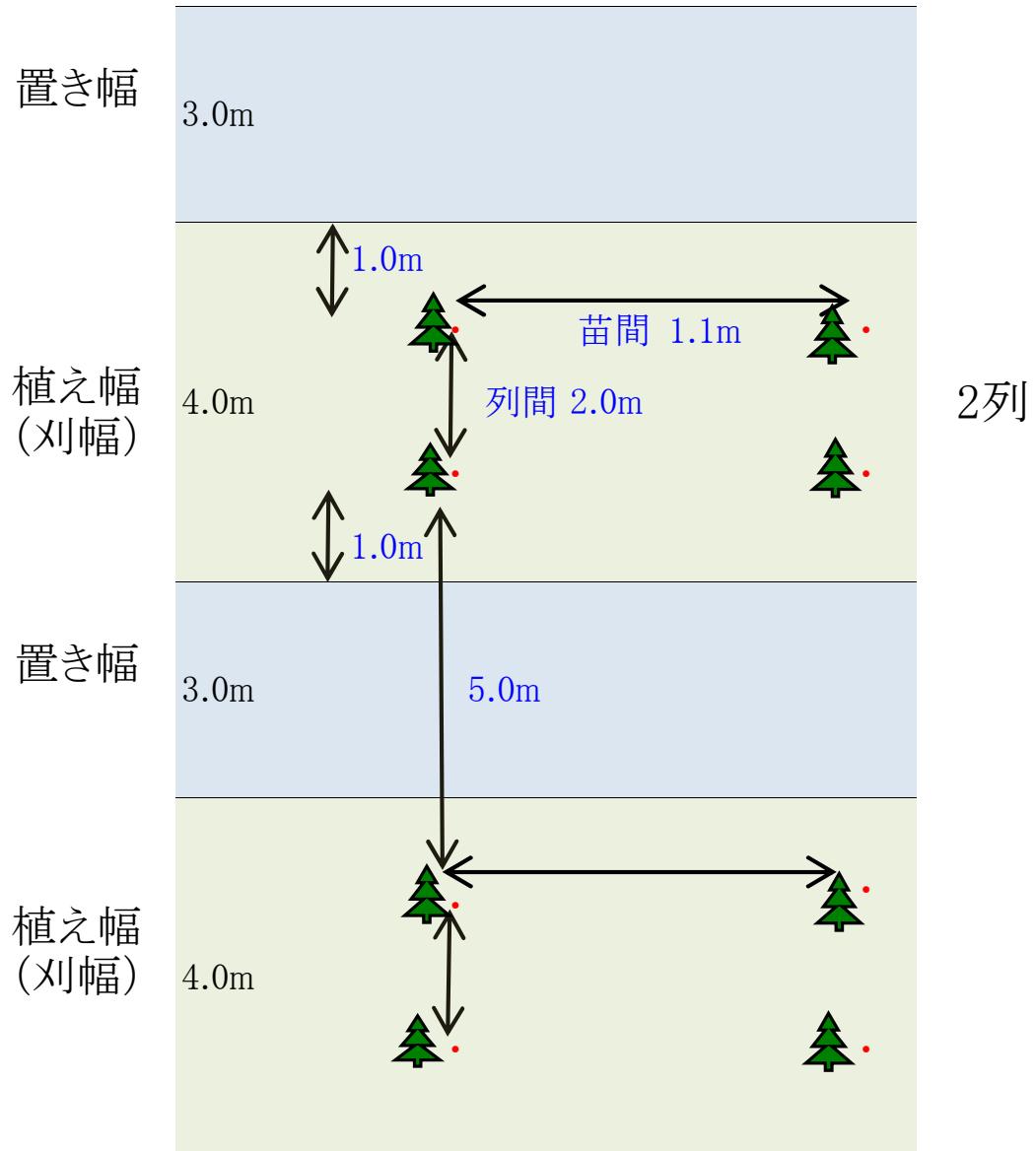
2019～④、2019ち②



植付本数 2700本/ha

植付標準間隔図

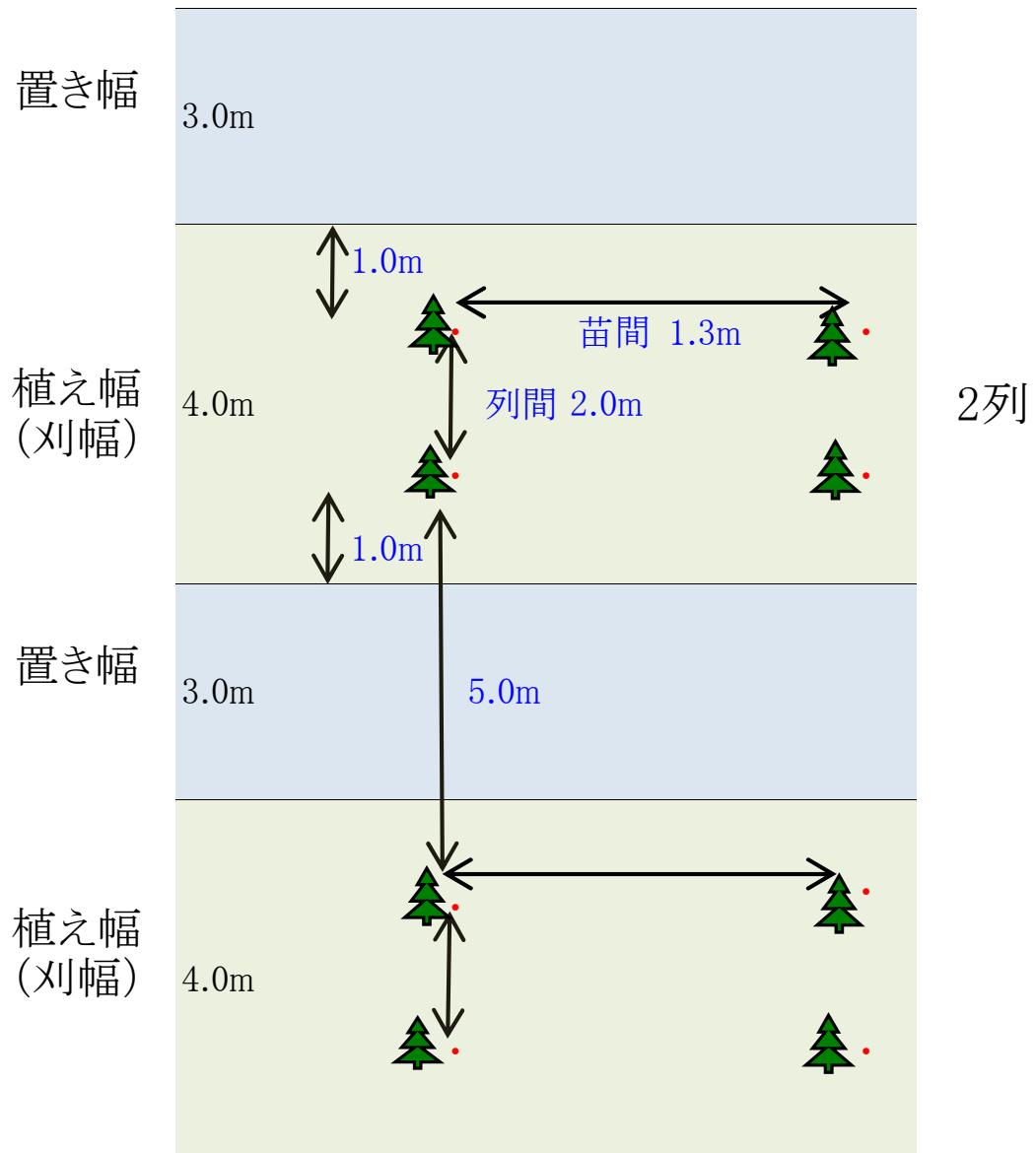
2019ち③⑤



植付本数 2700本/ha

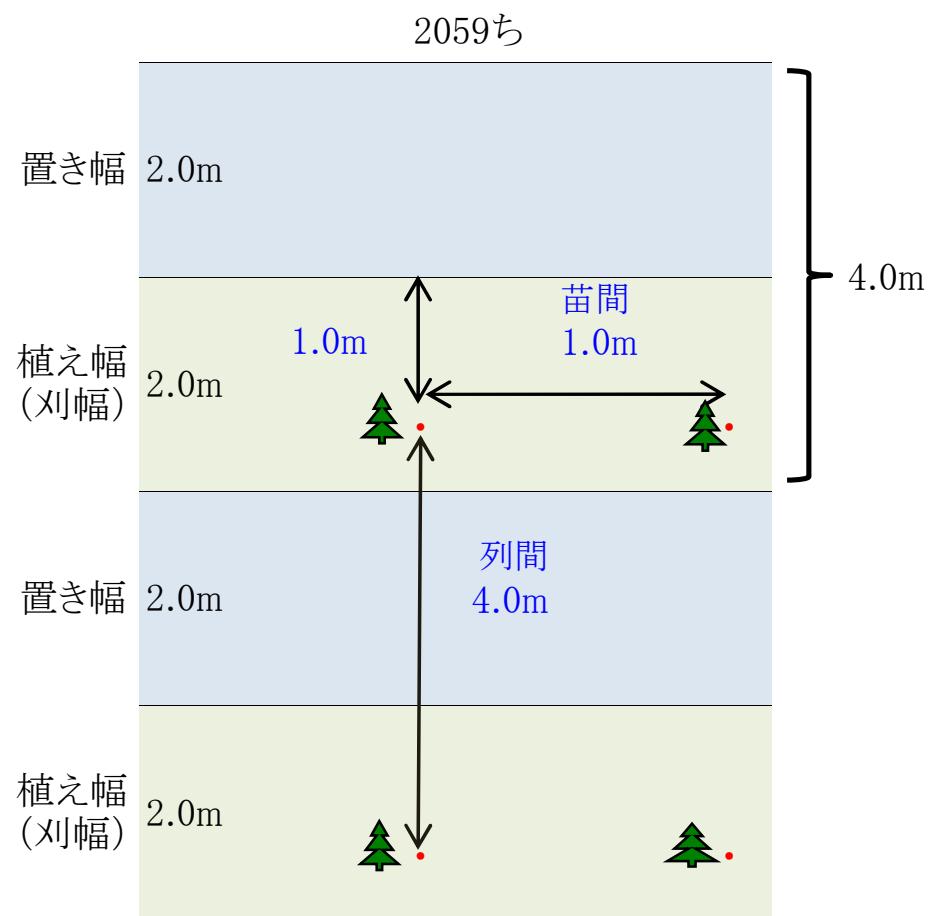
植付標準間隔図

2026年①③



植付本数 2200本/ha

植付標準間隔図



特記仕様書

浅間山国有林 森林環境保全整備事業 東信12

※刈幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

特記仕様書

林小班	作業仕様
2017 は	通行量が多い貸付道路を使用することになるため、必要に応じ借受者と通行に関して調整し、通行には注意すること。
2019 ち②③⑤	隣接地は立木の売買契約が締結されている箇所であるため、伐採作業が行われることがある。伐採業者と調整のうえ、伐採作業時には隣接地では造林作業をしない等安全に注意すること。

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
新植植付(春)	令和8年6月30日	部分完了届
新植地拵	令和8年6月30日	部分完了届
改植植付(春)	令和8年6月30日	部分完了届
下刈	令和8年9月30日	完了届

注1： 作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2： 契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。

特記仕様書

○国土強靭化関連事業における工事看板の取扱いについて

次のとおり工事看板に国土強靭化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

1 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靭化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章例
健全な森林づくりのため植付を行っています 国土強靭化対策事業

2 留意事項

標準仕様書により設置を義務付けている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。